

## 浜松市公告第 307 号

浜松市の建設工事関連業務委託について、下記のとおりプロポーザル方式により受託候補者を特定するので、(仮称)浜松市新武道館整備基本設計者特定プロポーザル実施要領第 3 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 5 月 7 日

浜松市長 中野 祐介

### 記

#### 1 業務概要

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 業務委託名 | 令和 8 年度 (仮称) 浜松市新武道館整備基本設計業務委託   |
| (2) 委託場所  | 浜松市中央区篠原町 地内   |
| (3) 業務概要  | 本業務は、浜松市武道館を遠州灘海浜公園篠原地区 (北区域) に移転新築するための基本設計業務を委託するものである。<br>詳細は、別添「特記仕様書 (案)」のとおり |
| (4) 履行期間  | 契約締結の翌日から 令和 9 年 3 月 12 日まで  |
| (5) 委託予定額 | 49,016,000 円 (消費税込)  |

#### 2 担当部署及び問い合わせ先

〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2  
浜松市市民部スポーツ振興課  
電話：053-457-2421 FAX：050-3730-1391  
メールアドレス：sports@city.hamamatsu.shizuoka.jp

#### 3 参加する者に必要な資格に関する事項

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の(1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は、(2)に掲げる資格を満たしている共同企業体であること。

##### (1) 単体企業

- ア 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示 (平成 20 年 10 月 1 日浜松市告示第 390 号) の規定により、令和 7・8 年度における建築関係コンサルタント (建築一般) の工事関連業務委託競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- ウ 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- エ 一級建築士を 3 名以上雇用しており、かつ、3 か月以上の恒常的な雇用関係にあることが証明できる者であること。

オ 浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止中でないこと。

カ 浜松市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領に基づく入札排除期間中でないこと。

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

ケ 単体企業又は共同企業体の構成員の代表者として、平成23年4月1日以降に契約履行が完了した、固定客席1,000席以上かつ施設の延べ面積が7,000㎡以上の武道館又は体育館の新築、増築又は改築工事（増築又は改築工事にあつては、増築又は改築部分に限る）に係る基本設計業務（実施設計等と一体で受託した業務を含む。）を受託した実績を有する者であること。

## (2) 共同企業体

ア 3(1)単体企業に掲げる条件のうち、ア～クを満たしている者により構成される共同企業体であつて、共同企業体の構成員の代表者は、ケの条件を満たしている者であること。

イ 共同企業体の構成員は、2者であること。

ウ 以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(ア) 資本関係が親会社と子会社の関係にある場合又は、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合又は、一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

エ 共同企業体の構成員は、単体企業又は他の共同企業体の構成員となることはできない。

オ 共同企業体の構成員の出資比率の最小限度基準は、20%以上であること。

#### 4 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは下記のとおりとする。

| 区 分            | 期日又は期間                |
|----------------|-----------------------|
| 公告             | 令和8年5月7日(木)           |
| 質問受付           | 令和8年5月8日(金)～6月1日(月)   |
| 参加表明書及び提出書類の受付 | 令和8年5月8日(金)～5月21日(木)  |
| 参加資格確認結果の通知    | 令和8年5月27日(水)          |
| 技術提案書の提出       | 令和8年6月15日(月)～6月24日(水) |
| ヒアリング審査        | 令和8年7月初旬              |
| 事業者の特定結果通知     | 令和8年7月9日(木)           |

#### 5 参加表明書の提出手続き等

##### (1) 参加表明書等の提出

ア 提出期間 令和8年5月8日(金)から5月21日(木)まで

(浜松市の休日を定める条例(平成元年12月20日浜松市条例第76号)第1条に規定する日を除く午前9時から午後5時まで)とする。

イ 提出書類

| 書 類         | 書 式 | 提出部数  | その他          |
|-------------|-----|-------|--------------|
| 参加表明書       | 様式1 | 5部(紙) |              |
| 参加資格確認書     | 様式2 | 5部(紙) |              |
| 選定基準評価項目確認書 | 様式3 | 5部(紙) |              |
| 協定書の写し      | 任意  | 5部(紙) | 共同企業体で参加する場合 |

※協定書を作成する際には、浜松市特定業務委託共同企業体取扱要綱を参考とすること。

ウ 提出場所 浜松市役所(市民部スポーツ振興課)

エ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

(郵送の場合は、封筒に「参加表明書在中」と朱書きのうえ、書留郵便とし、提出期限までの必着とする。)

##### (2) 参加資格の確認及び確認結果等の通知

ア 参加資格の確認

参加資格の確認基準日は、参加表明書の提出期限日とする。

イ 参加資格の確認結果等の通知

参加資格の確認結果及び技術提案書の提出者の選定結果は、参加資格確認結果等通知書により通知する。

##### (3) 参加資格が認められなかった者等の理由説明要求

参加資格が認められなかった者及び技術提案書の提出者に選定されなかった者は、市に対し、次によりその理由について説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和8年6月2日(火)午後5時

イ 提出場所 浜松市役所（市民部スポーツ振興課）

ウ 提出方法 任意の様式に記載のうえ持参又は郵送により提出すること。

(4) 現場説明会

現場説明会は開催しない。

6 技術提案書の提出手続き等

(1) 技術提案書等の提出

ア 提出期間 令和8年6月15日(月)から6月24日(水)まで

(浜松市の休日を定める条例第1条に規定する日を除く午前9時から午後5時まで)とする。

イ 提出書類

| 書 類        | 書 式 | 提出部数             |
|------------|-----|------------------|
| 技術提案提出書    | 様式4 | 1部(紙)            |
| 技術提案書      | 様式5 | 正本1部(紙)、副本12部(紙) |
| 課題に対する補足資料 | 任意  | 正本1部(紙)、副本12部(紙) |

ウ 提出場所 浜松市役所（市民部スポーツ振興課）

エ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

(郵送の場合は、封筒に「技術提案書在中」と朱書きのうえ、書留郵便とし、提出期限までの必着とする。)

(2) 技術提案書等作成上の留意点

ア 技術提案提出書は、技術提案書（正本）及び課題に対する補足資料（正本）とともに、ステープラ（ホッチキス等）で留めること。

イ 技術提案書（副本）及び課題に対する補足資料（副本）は、ステープラ（ホッチキス等）で留めること。

ウ 技術提案書及び課題に対する補足資料には、提案者名が特定できる記載はしないこと。

エ 文字は10ポイント以上を基本とし、読みやすさに配慮すること。

オ 多色刷りは可とするが、評価のためモノクロ複写するので、見易さに配慮すること。

カ 記載漏れのないよう注意すること。

(記載のない項目がある場合、当該項目に係る評価は0点とする。)

(3) 技術提案書を特定するための評価基準

ア 技術提案書を提出した者の中から、評価の合計点が最上位であるものを1者特定する。

イ 技術提案書が同点だった場合は、評価項目「課題1 シンプルで使いやすい施設に関する考え方」の点数が高いものを上位とする。

ウ イも同点の場合は評価項目「課題2 周辺環境に対する対策と活用に関する考え方」の点数が高いものを上位とする。

## 7 技術提案書に関するヒアリング

次により技術提案書に関するヒアリングを実施する。

- (1) 実施日時 令和8年7月初旬 詳細は別途通知する。
- (2) 実施場所 浜松市役所内会議室（予定） 詳細は後日連絡する。
- (3) 出席者 業務実施体制に記載された管理技術者及び総合担当技術者の2名とする。
- (4) その他

ア ヒアリングは、提出された技術提案書及び課題に対する補足資料のみで行うこと。

イ ヒアリング時の追加資料の提出及び提示は認めない。

ウ ヒアリング時は、企業名等が特定できるような衣類やバッジ等は着用しないこと。

## 8 技術提案の無効

次の各号のいずれかに該当する者の技術提案は無効とする。

- (1) 技術提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しない者。
- (2) 本公告に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない者。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした者。
- (4) ヒアリングに出席しなかった者。
- (5) 本公告に定める以外の方法により、委員等又は担当部局等関係者に本プロポーザルに対する援助等を直接又は間接的に求めた者。
- (6) その他、評価委員会が不適合と認めた者。

## 9 計画条件等

次に掲げる書類（以下「計画条件等」という。）は、以下により閲覧させ又は公開する。

### (1) 計画条件等

#### ア 閲覧又は公開する書類等

|   |                                 |
|---|---------------------------------|
| 1 | (仮称) 浜松市新武道館整備基本設計者特定プロポーザル実施要領 |
| 2 | (仮称) 浜松市新武道館整備基本設計者特定プロポーザル評価基準 |
| 3 | 新武道館整備基本計画策定業務報告書               |
| 4 | 遠州灘海浜公園篠原地区 施設計画図 ※注釈あり         |
| 5 | 遠州灘海浜公園篠原地区（北区域）平面図 ※注釈あり       |
| 6 | 土質柱状図（ToBi0建設地）                 |
| 7 | 特記仕様書（案）                        |

イ 予定工事費 5,350 百万円（消費税別）※令和 6 年 3 月の基本計画策定時の予定工事費（造成・公園整備工事費除く。）

ウ 工事内容 本体建設工事（建築工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事、空気調和設備工事、昇降機設備工事、大型映像表示設備）、一次造成工事、公園整備工事、外構工事（車両出入口造成工事を含む）

### (2) 閲覧期間及び公開期間、閲覧場所、公開場所及び入手方法

ア 閲覧期間及び公開期間 令和 8 年 5 月 7 日(木)から 6 月 24 日(水)まで  
(浜松市の休日を定める条例第 1 条に規定する日を除く午前 9 時から午後 5 時まで) とする。

イ 閲覧場所 浜松市役所（市民部スポーツ振興課）

ウ 公開場所及び入手方法 浜松市役所ホームページからダウンロードして入手すること。

### (3) 質問受付

ア 提出方法 計画条件等に関する質問は、質疑応答書（様式 6）により電子メールで提出すること。また、電子メール送付後、担当部局あてに質疑応答書を提出した旨を電話連絡すること。

イ 質問範囲 質問事項は、本公告及び関係資料の細部説明及び補足的なものに限る。

ウ 受付期間 参加表明書の提出手続き等の質問受付  
令和 8 年 5 月 8 日(金)から 6 月 1 日(月)まで  
(浜松市の休日を定める条例第 1 条に規定する日を除く午前 9 時から午後 5 時まで) とする。

エ 回答方法 回答は、浜松市役所ホームページで公開するとともに、質疑応答書の提出者に対し、質疑応答書に記載されたメールアドレスあて電子メールにて送付する。

オ 回答期限 質問受付後に随時回答するが、遅くとも下記期限までには回答する。  
令和 8 年 6 月 12 日(金) 午後 5 時まで

## 1 0 事業者の特定

### (1) 評価基準

技術提案書は、「(仮称) 浜松市新武道館整備基本設計者特定プロポーザル評価基準」に基づき審査する。

### (2) 審査結果の通知

事業者を特定したときは、特定された者（以下「特定者」という。）を含めた、技術提案書の提出者に書面により通知する。

## 1 1 特定者とならなかった者の理由説明要求

特定者以外の者は、次により特定者とならなかった理由について説明を求めることができる。

(1) 提出期限 令和8年7月14日（火）午後5時まで

(2) 提出場所 浜松市役所（市民部スポーツ振興課）

(3) 提出方法 任意の様式に記載のうえ持参又は郵送により提出すること。

## 1 2 その他

### (1) 経費負担

本プロポーザルに係る経費は、全て参加者の負担とする。

### (2) 技術提案書の取扱い

ア 提出された技術提案書等は、事業者を特定する以外に、提案者に無断で使用しないものとする。

イ 技術提案書及び各提案者の評価内容は公開しないものとする。ただし、本業務の契約をした者の技術提案書については公開する場合がある。

ウ 提出された書類は、事業者の特定を行うために必要な範囲で複製を作成することがある。

エ 技術提案書の提出後、本市の判断により追加資料の提出を求めることがある。

オ 技術提案書の作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく使用することはできないものとする。

カ 技術提案書の提出は、1提案者につき1案のみとする。

キ 提出された書類は返却しない。

### (3) 評価結果の公開

ア 評価結果の公開は、提案者の申し出に限り申出提案者分と特定された者の評価点を公開する。

イ 情報公開請求があった場合には、個人情報、法人の正当な利益を害する恐れがある情報を除き、特定者の名称及び評価点、その他の者の評価点（業者名は除く）に限り公開する。

(4) 参加表明書の提出後から契約締結までの手続期間中に参加資格を喪失した場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。また、特定者として特定されている場合は次順位の者と手続を行うものとする。

(5) 本業務委託を受託した者が誠実に本業務を遂行した場合は、今後予定している（仮称）浜松市新武道館整備に関する実施設計業務委託の随意契約についての協議を予定している。